2	⑴　千葉県市原市平蔵字野見金向大滝3408―14　（224.20） ⑵　千葉県東金市東金馬場1741―1　（104.00）	北緯35度21分37秒東経140度12分21秒の地点と北緯35度33分35秒東経140度21分13秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度33分38秒東経140度21分16秒の地点と北緯35度33分57秒東経140度21分30秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	⑴　静岡県島田市中溝４―１―１　（127.20） ⑵　静岡県藤枝市瀬戸ノ谷字芋穴所9455―２　（898.80）	北緯34度50分16秒東経138度10分20秒の地点と北緯34度58分49秒東経138度11分08秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	⑴　静岡県島田市中溝４―１―１　（127.20） ⑵　静岡県掛川市東山字粟ヶ岳1051―77　（386.00）	北緯34度50分16秒東経138度10分20秒の地点と北緯34度50分15秒東経138度06分13秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯34度50分15秒東経138度06分09秒の地点と北緯34度50分14秒東経138度04分03秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
5	⑴　静岡県掛川市大野字谷田790　（168.80） ⑵　静岡県掛川市東山字粟ヶ岳1051―77　（386.00）	北緯34度48分28秒東経138度03分50秒の地点と北緯34度50分12秒東経138度03分59秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
6	⑴　静岡県浜松市天竜区佐久間町大井284―11　（1361.00） ⑵　静岡県榛原郡川根本町文沢字大桧4267―３　（1101.00）	北緯35度04分08秒東経137度52分55秒の地点と北緯35度03分35秒東経138度08分54秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
7	⑴　静岡県榛原郡川根本町崎平字ハタマシマ597―１　（313.00） ⑵　静岡県榛原郡川根本町文沢字大桧4267―３　（1101.00）	北緯35度05分34秒東経138度06分45秒の地点と北緯35度03分36秒東経138度08分57秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
8	⑴　静岡県掛川市中央１―５―８　（90.50） ⑵　静岡県島田市大代字庄司2798―10　（410.00）	北緯34度46分14秒東経138度00分47秒の地点と北緯34度51分48秒東経138度02分54秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
9	⑴　静岡県掛川市中央１―５―８　（95.50） ⑵　静岡県掛川市日坂字向山264―３　（160.40）	北緯34度46分14秒東経138度00分47秒の地点と北緯34度47分59秒東経138度04分40秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯34度48分00秒東経138度04分42秒の地点と北緯34度48分02秒東経138度04分47秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
10	⑴　静岡県掛川市大野字谷田790　（173.80） ⑵　静岡県掛川市日坂字向山264―３　（160.40）	北緯34度48分28秒東経138度03分50秒の地点と北緯34度48分04秒東経138度04分47秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
11	⑴　静岡県浜松市東区上西町字長表1300　（74.40） ⑵　静岡県掛川市初馬字木末沢489―９　（257.00）	北緯34度43分32秒東経137度46分04秒の地点と北緯34度49分20秒東経138度03分34秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
12	⑴　静岡県掛川市大野字谷田790　（173.80） ⑵　静岡県掛川市初馬字木末沢489―９　（257.00）	北緯34度48分28秒東経138度03分50秒の地点と北緯34度49分21秒東経138度03分38秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
13	⑴　静岡県浜松市天竜区佐久間町大井284―11　（1361.00） ⑵　愛知県北設楽郡豊根村三沢字用谷山13―２　（876.40）	北緯35度04分09秒東経137度52分53秒の地点と北緯35度09分32秒東経137度44分06秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度09分33秒東経137度44分03秒の地点と北緯35度09分46秒東経137度43分42秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
14	⑴　静岡県浜松市北区三ヶ日町只木322―１　（553.00） ⑵　静岡県浜松市北区都田町103―２　（115.30）	北緯34度50分53秒東経137度35分12秒の地点と北緯34度48分19秒東経137度42分01秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
15	⑴　愛知県新城市川田字新間平１―１　（164.30） ⑵　愛知県新城市下吉田字城山１―19　（705.00）	北緯34度53分26秒東経137度27分07秒の地点と北緯34度55分06秒東経137度38分43秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
16	⑴　大阪府大阪市北区中之島３―６―16　（184.20） ⑵　奈良県御所市大字高天字金剛475―６及び９　（1143.00）	北緯34度41分30秒東経135度29分35秒の地点と北緯34度41分10秒東経135度29分48秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯34度40分21秒東経135度30分22秒の地点と北緯34度39分11秒東経135度31分09秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

○総務省告示第三百三十六号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第四項及び電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第二項及び第三項の規定に基づき、昭和四十一年郵政省告示第三百八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）等の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月二十八日　　総務大臣　新藤　義孝

一　昭和四十一年郵政省告示第三百八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一の項を次のように改める。

一	削除

二　昭和四十一年郵政省告示第三百十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表七の項から一二の項までを削る。

三　昭和四十二年郵政省告示第六百七十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表四の項及び五の項を次のように改める。